

防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会設置要綱

令和2年10月7日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市生涯学習推進計画の策定を行うため、防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること
- (2) その他生涯学習推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部次長をもって充て、副委員長は生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内委員会を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、防府市生涯学習推進計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は庁内委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 庁内委員会は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 庁内委員会の事務局は、教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

防府市生涯学習推進計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	教 育 部 次 長
副 委 員 長	生 涯 学 習 課 長
委 員	政 策 推 進 課 長
委 員	地 域 振 興 課 長
委 員	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
委 員	文 化 振 興 課 長
委 員	福 祉 総 務 課 長
委 員	高 齢 福 祉 課 長
委 員	障 害 福 祉 課 長
委 員	子 育 て 推 進 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	教 育 総 務 課 長
委 員	学 校 教 育 課 長